

広島県告示第千百九十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県東広島地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	区 域
大崎上島農業振興地域	大崎上島町のうち、別図で桃色に着色した部分（昭和二十五年五月十日厚生省告示第百四十五号で指定された旧大崎町のうち瀬戸内海国立公園の特別地域、旧東野町のうち瀬戸内海国立公園の区域及び旧木江町のうち瀬戸内海国立公園の第二種特別地域）及び別図で青色に着色した部分（平成十七年二月二十四日広島県告示第百四十四号及び第百四十五号並びに平成十七年四月二十八日広島県告示第六百三十二号で定められた港湾法に基づく臨港区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）。